社会的養護とは？

東京都には、親の病気、離婚、経済的理由、虐待等のさまざまな理由により家族と離れて暮らす子どもが約４，０００人います。
そのような子どもを社会全体で支える仕組みを**「社会的養護」**といいます。

里親制度とは？

「里親制度」は、社会的養護のしくみのひとつです。さまざまな理由で家族と離れて暮らす子どもを、家族の一員として家庭に迎え入れ温かい愛情と正しい理解を持って養育していただく、児童福祉法に基づいた「子どものための制度」です。
里親として登録された方には子どもを公的に養育していただきます。



豊島区里親制度キャラクター
「たまっぴ」　「しまっぴ」

里親の種類

養育家庭

養子縁組を目的とせず、一定期間子どもを預かり育てる里親です。実親と子どもの状況により預かる期間は様々です。

養子縁組里親

養子縁組を目的として子どもを養育する里親です。特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを育てます。

このほかに、

専門養育家庭　**親族里親**

などがあります。

里親の登録要件（抜粋）

◇豊島区在住であること

◇心身ともに健全であること

◇【養育家庭の場合】20 歳以上の同居者がいること

【養子縁組里親の場合】原則 25 歳以上で婚姻していること

◇家族の構成に応じた適切な住環境があること

他にも要件があります。詳しくはお問合せ下さい。
里親制度ホームページ「豊島区里親登録基準」でもご確認いただけます。

里親登録までのステップ

豊島区児童相談所では、里親登録まで以下のようなステップで進めていきます。面接では、里親の登録要件を満たしているかの確認を行います。3日間の研修と2日間の施設実習では、社会的養護の理解や里親養育に関する基礎的な知識と技術を学びます。

1. 問合せ･相談
2. 面接･申請要件の確認
3. 登録前研修受講（座学3日＋施設実習2日）
4. 申請･訪問調査
5. 所長面接
6. 児童福祉審議会で審議
7. 登録

里親養育は「チーム養育」

子どもの養育は、里親と里親を支援する関係機関がチームを組んで行います。
里親家庭だけで抱え込まないように、困ったときの相談やサポート、養育に疲れたとき等に休息できる支援もあります。